# 小城市教育委員会と西九州大学との不登校児支援についての連携に関する協定書

小城市教育委員会と西九州大学の両者（以下「両者」という）は、不登校（保護者も含む）支援対策事業の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、西九州大学が有する臨床心理学に関する専門知識、人材、施設等を活用することで、小城市の不登校児への臨床心理学的支援の充実に寄与することを目的する。

（連携・協力事項）

第2条　両者が連携・協力する事項は、次のとおりである。

（1）小城市が実施する不登校支援への総合的アドバイザーとしての役割に関すること。

（2）「心の教室相談員」および適応指導教室「ほたる」等の運営事業に関すること。

（3）不登校児を抱える保護者への支援に関すること。

（4）不登校児を抱える教員への支援に関すること。

（5）支援に対する、大学施設（関連施設を含む）の提供に関すること。

（6）その他、両者が必要と認める事項に関すること。

（協議事項）

第3条　連携・協力事項の詳細等については、両者が個別に協議して定めるものとする。

（情報の保護）

第4条　両者は、この協定に基づき連携・協力を実施するにあたり、個人の情報を第三者に対して開示または漏洩してはならない。

（有効期間）

第5条　この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を発するものとし、期限を設けない。ただし、両者のいずれかが申し出た場合においては、この協定を改廃することができる。

（その他）

第6条　この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めにない事項については、その都度、両者で協議するものとする。

この協定の証として、協定書を2通作成し、両者が署名捺印の上、各自1通を保持する。

平成25年4月1日

小城市三日月町長神田2312番地2
小城市
教育長
（署名）今村統嘉

神埼市神埼町4490番地9
西九州大学
西九州大学長
（署名）何井學博